

平成30年度 社会福祉法人 長興会 事業計画書

◎ 基本方針

平成30年度は、障害者総合支援法施行3年後の見直しによる改正法の施行、障害福祉サービス等報酬改定などを受け、引き続き事業運営が安定するよう対応を図っていくところである。

また、当法人では、人材確保がますます厳しくなるとともに、働く女性を支援し仕事と家庭の両立を図っていくことができるよう、定員5名の事業所内保育事業を開始すべく29年度において敷地内に建物を整備し、保育士も確保することができたところである。そのことを強みとして今年度からは求人にも活かしていきたいと考えている。

障害者支援施設においては、徐々に入所待機者（登録者）が減少しているが、その中で支援上において様々な課題をもつ待機者が増えてきているような状況である。このことはグループホーム等の住まいの整備や地域生活支援の充実が影響している要因の一つではないだろうかと思われる。そこで、看護師の確保やかかりつけ医療機関との連携を図りつつ重度者への対応にも努めていくようにする。また、障害者虐待防止法施行後3年を経過し、国の調査結果を経年比較すると、障害福祉施設従事者等による障害者虐待は年々増加傾向にあり、当法人でもこのことは真摯に受け止め、研修の機会等を通して職員の意識啓発にも取り組んでいくところである。

在宅サービスを担う障害者サポートセンター課においては、施設の看護師不足のため、昨年度途中から県へ自立訓練事業の休止届を提出し現在に至っており、再開に向けて体制を整えていくべく努めていくところである。

また、相談支援事業では、委託市町で構成される佐賀地区において、今年度から、在宅障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域の体制づくりである地域生活支援拠点等の整備が施行されることとなっている。これまでの実績から行政や関係機関からの期待も大きく、更なる連携を深めながら中核的な基幹相談支援センターとしての役割を果たしていくべきであると考えている。

2事業所で実施している通所生活介護事業においては、安定的な運営が出来ており、引き続き利用者には選ばれるべく、また、楽しんで頂けるような活動を目指していくところである。

さらに、長光園久保田ホームも8年目を迎え、入居者のなかには機能低下が懸念される方もおられるが、相談支援をはじめ、サービスを状況に応じて提供しながら、地域生活の継続を支援していきたいと考えている。

最後に、平成31年4月には開園35周年を迎える。今年度は実行委員体制を立ち上げ、記念誌発行等の準備を進めていくところである。

I 障害者支援施設関係事業

1. 利用者の健康管理

(1) 実施方針

- ① 障害の重度化・重複化、又は高齢化に伴い、日頃の観察力、注意力を高めるとともに、情報の把握・分析に努める。
- ② 協力医療機関との連携を密にし、疾病の予防及び早期治療に努める。
- ③ 各人に応じた訓練を行い、運動機能の維持を図り、自立へとつながる意欲を高める。さらに、訓練場面でスキンシップを図ることにより精神的、心理的サポートを行う。
- ④ 専門医による指導のもと嚥下機能の維持・向上を図ることにより、食事への関心をもってもらい、末永く経口摂取できるよう努める。

(2) 実施計画

① 全体健康管理

- イ 毎日の検温、排便チェック、問診
- ロ 血圧測定、体重測定、(月1回)
- ハ 胸部X線撮影(年1回) 委託(佐賀県総合保険協会)
- ニ 心電図(年1回)
- ホ 健康診断(年2回) 血液検査、尿検査、視力、聴力、血圧測定、腹囲・身長・体重測定
- ヘ インフルエンザ予防接種(希望者のみ)

② 個人別健康管理

- イ 血圧・体重測定、血液検査、腹部エコー、CT、MRI、心電図、尿検査、膀胱鏡検査を医師の指示にて随時実施する。
- ロ 口腔ケアの実施(毎食後)

③ 嘱託医師等との連携

- イ 嘱託医師(内科・整形外科)による週各1回の医療相談、回診
- ロ 医師の指示による特別食、制限食、咀嚼・嚥下食の提供
- ハ 歯科医師・歯科衛生士による週1回の口腔ケア(往診:希望者のみ)

④ 機能訓練

- イ 個々の訓練計画に基づき実施する。
- ロ PT、生活支援員(介護職員)による訓練・指導(週3回)
- ハ 嚥下訓練・嚥下体操の実施(昼食前)

2. 利用者支援（生活全般）日中活動

(1) 実施方針

- ① 個々の能力、趣味、特技の開発と助長に努め、文化・スポーツ活動を促進する。
- ② 個々の年齢、障害にあわせ豊かな生活を送るための行事を実施する。
- ③ 全体でのリハビリ支援とベッドサイドリハビリを積極的に行い機能の維持に努める。
- ④ 集団生活の楽しさと協調性を助長出来るよう、集団レクリエーションを実施する。
- ⑤ 家族との交流を密にし、連携を保つように努める。
- ⑥ 社会経験を深めるための他機関との交流、外出行事を実施する。

(2) 実施計画

① グループ活動の実施（週2回）

下記のグループいずれかに所属して活動する。

パソコン班	パソコンを活用し写真やイラストの加工 園の掲示板への作品の展示
園芸班	四季の花見学 四季を通じての花や野菜の栽培、花壇の造成
手芸班	各個人での手芸品の制作 作品展への出展
創作班	各個人の能力に応じた活動（絵画、学習、台磨きなど）

② クラブ活動の実施

同じ趣味を持つ人同士が集まり、各クラブの活動がより一層活発になされるよう援助する。

音楽クラブ	カラオケクラブ	俳句クラブ	茶道クラブ
書道クラブ	生花クラブ	スポーツクラブ	料理クラブ
絵画クラブ	陶芸クラブ	さわやかクラブ	

③ 主要行事の実施

- イ 四季にちなんだ行事の開催
 - ロ 誕生会の開催（毎月）
 - ハ 外出行事（社会見学、日帰り旅行）の実施
 - ニ 一泊旅行の実施（希望者のみ）
- ④ 知性・教養を高めるための講話の実施（毎月）
随時、職員や外部講師を招聘して実施する。
 - ⑤ 自主的な利用者組織の育成（友和会）

友和会主催行事への全面協力

⑥ 家庭交流・家族との連携

- イ 常時家族と外泊、外出できる環境を整え、できるだけ家族との繋がりを深く保つことに努める。
- ロ 長光園親和会（保護者の会）との合同行事及び視察旅行の実施
- ハ 家族・利用者、職員との懇談会の開催
- ニ 親和会役員会・定例会の開催
- ホ 園発行機関誌の送付
- ヘ 長光園ホームページによる情報提供
- ト 施設行事への参加呼びかけ

3. 利用者支援（社会参加促進）

(1) 実施方針

ノーマライゼーションの理念に基づき、利用者の自立意欲を助長するために、可能な限り社会参加を促進する。また、外部との交流を図り、社会生活における理解、知識を深めてもらうよう努める。

(2) 実施計画

① スポーツの振興

- イ 障害者卓球バレー大会への参加（県内外）
- ロ 県障害者スポーツ大会及び全国大会選考会への参加
- ハ 県障害者スポーツ教室への参加
- ニ 他施設とのスポーツ交流の実施
- ホ 西九州大学スポーツレクリエーションへの参加
- ヘ 全国障害者スポーツ大会への選手ならびに役員の派遣
- ト プロスポーツの試合観戦
- チ 在宅障害者卓球バレーチームとの定期練習会
- リ 通所利用者とのスポーツ交流の実施
- ヌ 障害者スポーツイベントへの参加

② 文化活動の振興

- イ 県身障者趣味の作品展出品
- ロ 兵庫町民文化祭作品展出品
- ハ 各種音楽演奏会への参加（音楽クラブ）
- ニ 長光園文化祭・観月会の開催
- ホ 美術展・絵画展への外出
- ヘ 園外スケッチ会の開催（絵画クラブ）

③ 招待行事への参加

- イ 野球、サッカー観戦等各団体からの招待への参加（希望者を募り外出参加）
- ロ 演劇、音楽会等招待参加

4. 利用者支援（単独外出）

（1） 実施方針

利用者の要望により、園周辺の商店等への単独外出について可能な限り応じ、社会参加の促進を図るとともに安全と自己責任の喚起を図る。

（2） 実施計画

- ① 単独外出・・・移動能力・社会能力による
- ② 外出範囲・経路の選定
- ③ 傷害保険の紹介（情報提供）
- ④ 実施については利用者自治会（友和会）と協議する
- ⑤ 家族との外出時の支援

5. 利用者支援（食生活）

（1） 実施方針

日々の生活のなかで、大きな楽しみのひとつである食事については、季節感、健康を考慮した献立作りに励むと共に、利用者の意見・要望を汲み入れて創意工夫に努める、食中毒の防止については、感染症対策委員会においてマニュアルの定期的な見直しを行い、それに基づいて万全を期す。

（2） 実施計画

- ① 医療上特別食を必要とする利用者に対しては、医師、看護師、栄養士との連絡を密にする。
- ② 冷温蔵庫等の有効利用ならびに調理時間帯の調整により適温給食の提供に努める
- ③ 旬の食材、新鮮な食材を献立に取り入れ、季節感を出す。
- ④ 行事食は、利用者の意見、要望を汲み入れ創意工夫に努める。
- ⑤ 年に一度、テーマを決めて都道府県郷土料理バイキングを実施する。
- ⑥ 冬季期間、食堂各テーブルごとで鍋料理を提供する。
- ⑦ 嗜好調査を実施し、利用者の嗜好の把握に努め、献立に反映させる。
- ⑧ 献立のマニュアル化を進め、味付けの標準化を図る。
- ⑨ 2ヶ月毎に利用者代表を含め、給食委員会を開催し、意見、要望に対応する。
- ⑩ 利用者と厨房職員とのコミュニケーションを大切にする。
- ⑪ 衛生面に留意し、厨房内（調理器具、食器等を含む）の清掃、清潔に努め、食中毒防止に努める。
- ⑫ 感染症対策委員会への参加
- ⑬ リスク検討委員会への参加
- ⑭ 食事検討会議の開催（利用者の嚥下状態に合わせた食事内容の変更などを支援員、看護師と検討する）

6. 地域交流（地域貢献）

（1） 実施方針

地域における公益的な取組の実施を目的とし、社会福祉法人としての公益性を高めていくために、校区社協活動や公民館活動への参画、ボランティアの育成、児童の健全育成、各種団体への施設開放等、利用者と共に地域の社会資源として交流を行うことで、利用者の自立と社会参加の促進を目指す。

また、社会福祉法人の公益性、透明性を発信し、社会に必要とされる施設であることの周知にも努める。

（2） 実施計画

- ① 運動会、観月会、餅つき会、餅焼き会等施設行事への招待
- ② 地区との共催による夏祭りの開催・協力
- ③ 地区老人クラブボランティア受け入れ
- ④ 兵庫小学校との交流
- ⑤ 兵庫町民文化祭参加
- ⑥ 兵庫まちづくり協議会への参画及び連携による陶芸教室の開催（月2回）
- ⑦ 地域児童を対象に夏休み陶芸教室の開催
- ⑧ 地区清掃活動への参加
- ⑨ 兵庫町ひとり暮らし老人ふれあいの集いへの参加・協力
- ⑩ 校区社協へ役員として参加・協力
- ⑪ 校区社協行事への参加・協力
- ⑫ 地区VRへの参加・協力・受入
- ⑬ 市内中高生インターシップ学習
- ⑭ 地域活動へのマイクロバスの貸出（運転手の派遣、活動への協力を含む）
- ⑮ 城東中学校野球部ボランティア活動受入れ
- ⑯ 地区消防団へ職員入団（3名）
- ⑰ 地区高齢者ふれあいサロンとの交流
- ⑱ 兵庫少年野球クラブボランティア活動受入れ
- ⑲ 近隣幼稚園児との交流会

7. 短期入所・日中一時支援（障害者・障害児）

（1） 実施方針

イ 利用者が個々の残存能力の活用、潜在能力の喚起を行うとともに、個々のニーズに合わせた支援を行う。

活動の幅を広げ、日々の生活が充実したものとなるような援助を行う。又、在宅サービスを活用することにより、在宅生活を安定的に継続できるよう、また、家族のレスパイト支援など総合的な生活支援に努める。

ロ 家族のレスパイト、緊急時の受け入れなど24時間をとおして他機関と連携を取りながら在宅障害児・者のサポートを行うとともに、セーフティネットとしての役割を果たす

(2) 実施計画

- ① 短期入所事業の実施 . . . 障害者を対象に年間を通じて実施
- ② 日中一時支援 . . . 障害児童等を対象に年間を通じて実施

8. 実習・研修受入

(1) 実施方針

福祉人材養成については、少子化や福祉離れの影響もあり、特に養成校における生徒・学生の減少が著しくなっている。しかし、今後福祉を担う人材（職員）を確保することからも、積極的な実習受け入れに努めていくとともに、行政機関や学校、企業等からの研修受け入れについても積極的に取り組むことで、福祉のイメージアップや人材の確保につなげていく。

(2) 実施計画

- ① 介護福祉士・社会福祉士養成校からの受け入れ
- ② 介護職員初任者研修、実務者研修に伴う実習の受け入れ
- ③ 福祉行政、学校教員等の研修受け入れ
- ④ 教員免許特例法による介護等体験の受け入れ
- ⑤ 介護従事者の確保に関する事業での介護職場訪問研修の受け入れ
- ⑥ 公務員民間事業所体験研修の受け入れ
- ⑥ その他研修の受け入れ

II 障害者サポートセンター関係事業

1. 生活介護・地域活動支援センター（身体障害者・知的障害者）【兵庫】

(1) 実施方針

利用者の日中活動の場、相互交流の場として、さらに利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図る事ができるよう、利用者の身体その他の状況に応じて、個別支援計画書を作成し、ニーズに沿った支援を行うべく充実した日中活動を、生産活動など各種サービスを適切に提供するように努める。重度の医療的ケアを必要とする利用者（胃瘻、吸引を必要とされる方）方に対しても、健康状態に留意し疾病の予防・早期発見及び安心・安全なサービス提供に努める。

他事業所の福祉サービスを併用する利用者が多く、更に連携を強化し安心して生活できるように努める。さらに、学生等の実習生の受け入れや、特別支援学校の就業体験や地域のニーズ等にも対応していく。

地域活動支援センター利用の増員確保は、今後も、土・日曜日にイベントを計画立案し実施する。又、外部の催しに参加を図り利用者が社会参加できる場を積極的に提供していきたい。

(2) 実施計画

- ①送迎サービスの実施（片道30分程の距離）
- ②健康チェック（検温、血圧測定、SPO2（動脈血酸素飽和度）測定）
- ③入浴サービスの実施（機械浴、一般浴）
- ④食事サービス（胃瘻での食事、ソフト食等の特別食の提供）
- ⑤創作活動・レクリエーション・カラオケ・クッキング・運動
- ⑥社会見学・外出行事の実施・個別外出
- ⑦機能訓練（月・水PM）
- ⑧生産活動（裁縫・アルミ缶リサイクル等）
- ⑨利用者毎に個別支援計画を作成・実行・見直し（月1回ケース会議・モニタリング会議）
- ⑩家族交流会又は日帰り旅行の計画、実施（年1回）
- ⑪避難訓練（毎月実施）
- ⑫その他のサービス

- ・朝礼による全体会（情報提供・嚙下体操）
- ・体重測定・車いす手入れ（月1回）
- ・生け花クラブ、書道クラブ、俳句クラブ、美容・理容ボランティア、ビューティケアへの参加
- ・支援施設行事への参加や交流
- ・小城生活介護センターとの交流
- ・地域での生産活動作品販売
- ・事業所としての活動

特別支援学校の就業体験の受入／外部研修受入／学生等の実習生の受入

佐賀地区自立支援協議会の参加（2カ月1回）／見学受け入れ等

- ⑬施設内外における職員研修（障害者虐待防止に関するものを含む）の実施・ケース会議・法人内各委員会への参加
- ⑭勤務日初回運転前のアルコールチェックの実施

2. 居宅介護（身体障害者・知的障害者・障害児）・重度訪問介護・同行援護・移動支援

（1）実施方針

利用者が居宅において日常生活を営む事ができるよう、心身の状況その他の環境に応じて、自立支援を理念とし、個別性・自己選択・自己決定を尊重しながら、家事援助・身体介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援の提供、その他の生活等に関する相談及び助言を適切に行えるように努める。また、個々の利用者を支援する他機関との連携を図り、月1回開催するケース会議で個別支援計画書の見直しや立て直しを定期的に行い、利用者にとってより良い支援が提供できる様努める。

登録ヘルパーについては、人員不足が常に課題としてあがっている。支援提供できるヘルパーが不足している為に、新規の相談をお断りするケースもあった。また、同行援護従業者の資格要件について、平成30年3月31日で経過措置期間が終了した為、今後は従事するにあたって同行援護従業者養成研修を履修しておく必要がある。人材確保が第一の課題だが、確保するだけでは無く、その後も年4回、ヘルパー全体会議（登録ヘルパーを含む）の機会を通じて利用者や制度に対して正しい知識をつける事で、安定したサービス提供が出来る様に努める。

（2）実施計画

①身体介護（入浴・排泄・食事などの介護）の実施

②家事援助（調理・洗濯・掃除などの家事）の実施

③重度訪問介護（重度の肢体不自由者に対し、身体介護や家事援助、見守りなど生活全般の支援）の実施

④同行援護（視覚障害者の移動の支援）の実施

※利用者の希望も有り、宿泊を伴う支援の提供

⑤移動支援（佐賀市、小城市、神崎市、嬉野市、有田町、玄海町、江北町からの委託事業）の実施

⑥ケース会議（月1回）利用者の個別支援計画書の作成とモニタリング

⑦必要に応じ、生活等に関する相談助言を行う

⑧ヘルパー会議の開催（年4回）

⑨施設内外における職員研修（障害者虐待防止に関するものを含む）の実施・ケース会議・法人内各委員会への参加

⑩勤務日初回運転前のアルコールチェックの実施

2-2. 長光園有償移動サービス（身体障害者・知的障害者）

（1）実施方針

利用者が通院や外出する際、これまでは公共交通機関か他の事業所が運営する福祉有償車両を利用して出かけられています。しかしながら、地域（行先）によっては十分な交通機関が整備されていなかったり、福祉有償車両が確保できない場合もあり、利用者の社会参加を確保できない状況が発生しておりました。

その様な現状を踏まえ、当センターでは以下の理由を持って事業の提供に努めたい。

①当センターの移動支援、同行援護、居宅介護（通院等介助）の利用者を対象に福祉有償車両を導入し、これまでの交通上の障壁の解消緩和を図る。

②①によって利用者がより自由な外出の機会を上げ、利用者の外出に係る利便性を高めることを支援する。

- ③佐賀市近辺においては、福祉有償車両の予約を取ることが難しい状況も見られる。そこで当センターが当該事業を実施することが、地域貢献に繋がると考えている。

(2) 実施計画

- ①実施地域（佐賀市、神埼市、吉野ヶ里町、小城市）
- ②対象者 移動支援、同行援護、居宅介護（通院等介助）の利用者に対しての
長光園有償移動サービスの実施
- ③使用車両 キャラバン4号 ノート、クリッパー、ワゴンR
- ④使用車両の定期点検の実施
- ⑤ヘルパー会議の開催（年4回）※運転者を含む
- ⑥施設内外における職員研修（障害者虐待防止に関するものを含む）の実施・ケース会議・法人内各委員会への参加
- ⑦勤務日初回運転前のアルコールチェックの実施

3. 介護保険事業（訪問介護・介護予防訪問介護）

(1) 実施方針

障害者総合支援法に基づいて居宅介護を利用されていた利用者が65歳に達すると、介護保険法による訪問介護等に移行することを余儀なくされており、当法人が経営する居宅介護等事業所の利用ができなくなる。そこで、引き続き当法人のホームヘルパーによる訪問介護を利用したいとのニーズもあり、平成24年2月1日より介護保険法による訪問介護・介護予防訪問介護の事業を開始した。

実施方針としては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行っていく。

また、利用者が可能な限り住み慣れた自宅や地域において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指していく。さらに、地域との結びつきを重視し、関係市町、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的かつ柔軟なサービスの提供に努める。

また、平成29年4月1日より、介護予防訪問介護は地域支援事業の中に創設された総合事業に移行し、要支援者及び事業対象者に対して必要な支援の提供に努める。

(2) 実施計画

- ①身体介護（入浴・排泄・食事などの介護）の実施
- ②生活援助（調理・洗濯・掃除などの家事）の実施
- ③ケース会議（月1回）利用者の個別介護計画書の作成とモニタリングの実施

- ④必要に応じ、生活等に関する相談助言を行う
- ⑤ヘルパー会議の開催（年4回）
- ⑥事業の広報・周知
- ⑦施設内外における職員研修（障害者虐待防止に関するものを含む）の実施・ケース会議・法人内各委員会への参加
- ⑧勤務日初回運転前のアルコールチェックの実施

4. 佐賀地区障がい者基幹相談支援センター事業

平成29年4月より、佐賀市・神埼市・吉野ヶ里町から「佐賀地区障がい者基幹相談センター」（以下、基幹センター）事業を受託。『長光園障害者総合相談センター』の所内にて、基幹センター事業を展開した。

基幹センターには、『佐賀地区障がい者基幹相談支援センター』・『佐賀地区障がい者総合相談窓口』・『佐賀地区障がい者権利支援センター』を開設し、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務及び権利擁護支援を行う。

1) 佐賀地区障がい者基幹相談支援センター

(1) 実施方針

圏域の相談支援事業所のネットワークの構築や地域の相談支援専門員のスキルアップを目指す機会をつくり、圏域の相談支援体制の強化を図る。平成30年4月からは、「地域生活支援拠点整備事業」が開始されるが、その中核基幹の1つとして、地域の連携体制やコーディネーターの配置や養成に取り組む。

(2) 実施計画

①総合相談・専門相談対応

圏域内の計画相談事業所等からの相談に応じ、佐賀地区障がい者総合相談窓口と連携を図りながら、技術的な協力や助言、専門機関の紹介や調整を行う。

②地域移行・地域定着支援の促進

地域移行・地域定着支援の推進に向けて、関係機関との連携・調整を図る。

③地域の相談支援体制の強化

佐賀地区相談支援連絡会、佐賀地区自立支援協議会相談支援部会の事務局を担い、圏域の相談支援体制の強化や人材育成を図る。

④地域生活支援拠点整備事業の推進

平成30年度から基幹センターにコーディネーターを配置し、地域からの緊急相談に対応できる体制を作る（基幹コーディネーターの配置）。また、平成30年度は、地域生活支援拠点整備事業におけるコーディネーター（拠点コーディネーター）を試験的に配置し、その運用実績をもとに、平成31年度から地域に拠点コーディネーターが配置できるよう準備を進める。（平成30年度に当たっては、基幹コーディネーターが拠点コーディネーターを兼務する。）

⑤その他

佐賀地区障がい者総合相談窓口と連携し、障害支援区分認定調査及びサービス等利用計画の作成のサポート・フォローを行う。

⑥毎週火曜日に事例検討会議、月1回の相談支援ミーティングの実施

⑦勤務日初回運転前のアルコールチェックの実施

2) 佐賀地区障がい者総合相談窓口

(1) 実施方針

佐賀市・神崎市・吉野ヶ里町から委託を受けて、「佐賀地区障がい者総合相談窓口（以下、総合相談窓口）」を運営する。

総合相談窓口は、障害のある人の福祉に関する様々な問題について、当事者や支援機関等からの相談に応じ、情報提供、障害福祉サービスの利用支援、専門機関の紹介や調整などを行う。この他、基幹相談支援センターと連携を図りながら、佐賀地区自立支援協議会定例会議の事務局を担い、地域の連携強化、社会資源の開発等に取り組む。

(2) 実施計画

- ①福祉サービスの利用や社会資源の活用に向けた支援（相談対応・情報提供等）
- ②専門機関の紹介・調整（医療機関、教育機関、専門支援機関等との連携）
- ③社会生活力を高めるための相談支援
- ④ピアカウンセリング
- ⑤自立支援協議会定例会議の事務局業務
- ⑥障害支援区分認定調査の実施
- ⑦サービス等利用計画作成に向けてのサポート
- ⑧窓口会議（他の総合相談窓口との連携を図るため毎週金曜日に開催）
- ⑨毎週火曜日に事例検討会議、月1回の相談支援ミーティングの実施
- ⑩勤務日初回運転前のアルコールチェックの実施

3) 佐賀地区障がい者権利支援センター

(1) 実施方針

障害者虐待防止法の目的に沿い、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を著しく害し、障害者の自立や社会参加の大きな障壁となるという認識に立ち、佐賀地区（佐賀市・神崎市・吉野ヶ里町）において障害者虐待防止の広報・啓発を行い、被虐待者と養護者への虐待の防止に努め、障害者の権利擁護に資することを目的とする。障害者福祉施設従事者等による虐待、または使用者による虐待に関する通報、相談があった場合は、すみやかに行政機関に連絡し、その後の迅速な対応につなげることに努める。

(2) 実施計画

- ①障害者虐待防止のネットワークの構築及びスキルアップ（連絡会の実施）
- ②障害者虐待防止法の広報・啓発活動（出前講座の実施）
- ③障害者虐待に関する相談・通報・届出の受付
- ④障害者虐待に関する相談への対応（運営会議の開催）
- ⑤障害者虐待相談の受付記録の作成と保管の徹底
- ⑥行政の行う障害者虐待の事実確認に対する協力
- ⑦被虐待者や養護者に対する支援会議の開催
- ⑧被虐待者や養護者に対する支援計画の作成とサービス等の調整

- ⑨支援の実施後のモニタリング
- ⑩成年後見制度の利用支援
- ⑪毎週火曜日に事例検討会議、月1回の相談支援ミーティングの実施
- ⑫勤務日初回運転前のアルコールチェックの実施
- ⑬佐賀地区障がい者総合相談窓口と連携し、障害支援区分認定調査及びサービス等利用計画の作成のサポート・フォローを行う。

5. 長光園障害者支援センター 指定一般・指定特定相談支援事業

(1) 実施方針

①特定相談支援（計画相談）

障害者の自立した生活を支援することを目的とし、様々な課題についての相談に応じ、適切なサービス利用や社会資源の活用を調整する。

②一般相談支援（地域移行・地域定着）

入所施設や精神科病院から退所・退院したり、家族から離れて一人暮らしを始めようとする障害者に対して、地域生活が安定するべく支援を行う。

(2) 実施計画

①特定相談支援

サービス等利用計画の作成とモニタリングの実施。

②一般相談支援

緊急の相談等に対応し、訪問などの各種支援を行う。

③毎週火曜日に事例検討会議、月1回の相談支援ミーティングの実施

④勤務日初回運転前のアルコールチェックの実施

6. 自立訓練（機能訓練）事業

(1) 実施方針

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な利用者に対し、個別支援計画に沿って身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練、また、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡調整等の支援を行い、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス期間を限定し3か月毎に、見直し評価を行いながら各個人に必要な訓練等を実施する。なお、本事業については、施設の看護師体制を維持するために平成30年1月より1年間の見込みで事業休止届を県主管課に出しており、職員確保が出来次第再開できるよう努力していくところである。

(2) 実施計画

①送迎サービスの実施（片道30分程度の距離）

②健康管理の実施【バイタルチェック、口腔ケア、体重測定、栄養指導（食事管理）、血糖値検査】

③機能訓練の実施

入浴訓練、買い物訓練、調理訓練、パソコン訓練、歩行訓練、通院訓練、呼吸訓練、嚥下訓練、言語発声訓練、学習・交通ルール支援等、外出訓練、個々のニーズに沿った必要な個別訓練を実施、また訓練終了後の

生活の組み立てを支援し必要な際は他事業所の見学や体験利用の実施

- ④利用者毎に個別支援計画を作成・実行・見直し（月２回ケース会議）
- ⑤日常生活上の相談支援（フォローアップ期間を含む）、各関係機関との連絡調整等の実施
- ⑥事業の啓発活動
- ⑦施設内外における職員研修（障害者虐待防止に関するものを含む）の実施・法人内各委員会への参加
- ⑧勤務日初回運転前のアルコールチェックの実施

Ⅲ. 福祉ホーム事業

（１）実施方針

利用者（福祉ホームを利用する障害者）が地域において自立した日常生活を営む事ができるよう、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行う。今年度は２年に１度の自治会主催の焼き肉会を実施予定。地域との関係構築や交流を深めていきたい。また定員に関しては、引き続き残り１名の入居者確保に努めたい。

今後も地域住民との連携をさらに深めていく為に、久保田町民体育大会への参加や長光園小城生活介護センターでの餅つき会招待など地域との交流を積極的に行う。

（２）実施計画

- ①年２回の避難訓練実施
- ②地区の一斉清掃活動への参加
- ③地区の天満宮祭りへの参加（綿菓子、ポップコーン等出店の実施を含む）
- ④地区の自治会等各種活動の実施（町民体育大会参加）
- ⑤ホームの設備点検
- ⑥入居者外出時の見守り実施（踏切横断時）
- ⑦日常生活上の相談や居宅介護事業所等との連絡調整
- ⑧園行事への参加
- ⑨かかりつけ医療機関（江口病院）との連携
- ⑩自治会主催焼肉会
- ⑪長光園小城生活介護センター合同の餅つき会

Ⅳ. 長光園小城生活介護センター（身体障害者・知的障害者）

（１）実施方針

利用者の日中活動の場、相互交流の場として、さらに利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図る事ができるよう、利用者の身体その他の状況に応じて創作活動や生産活動など各種サービスを適切に提供するよう努める。また、重度の医療的ケアを必要とする利用者（胃瘻、吸引を必要とされる方）にご利用いただいている事から、健康状態に留意し疾病の予防・早期発見及び安心・安全なサービス提供に努める。今後も、サービス提供が可能な土曜日に日帰り旅行等を計画、又外部の催し等への参加を図り利用者の社会参加の場を提供していく。

職員研修・外部研修への参加を計画し、職員並びにサービスの質の向上に努める。又地域の方が参加できるような行事を取り入れ、地域交流を図る。

(2) 実施計画

- ①送迎サービスの実施（片道30分程の距離）
- ②健康チェック（検温、血圧測定、SPO2（動脈血酸素飽和度）測定）
- ③入浴サービスの実施
- ④食事サービス（経管栄養食の管理）
- ⑤創作的活動・生産活動・レクリエーション
機能訓練の実施（金曜日の午後はPTによるリハビリ）
- ⑥利用者毎に個別支援計画を作成・実行・見直し（月1回ケース会議）
- ⑦その他のサービス
 - ・体重測定・車いす手入れ（月1回）・カラオケ
 - ・出張理容・美容サービスの受け入れ調整
 - ・年間主要行事の開催
運動会／県内外へのバスレク／バーベキュー／餅つき
花見／開所記念式／週末イベント実施（2～3か月に1回）
 - ・長光園生活介護・長光園入所施設との交流
 - ・事業所としての活動
外部研修受け入れ／小城・多久障害者総合支援会議の参加（毎月）
特別支援学校就業体験の受け入れ／地区行事への参加や餅つき会への自治会招待
見学会（随時相談に応じて）
- ⑧避難訓練（毎月自主訓練実施）（4月、10月消防署へ通知・通報訓練）
- ⑨家族又は利用者から福祉や医療に関する相談の対応や専門機関への引き継ぎ
- ⑩施設内外における職員研修（障害者虐待防止に関するものを含む）の実施・ケース会議・法人内各委員会の参加
- ⑪勤務日初回運転前のアルコールチェックの実施

V 職員研修・福利厚生

1. 職員研修

(1) 実施方針

利用者の身体面、精神面での介護に携わり、かつ利用者同士の人間関係調整等に対処するためには、各職員が、知識・技術の向上を目指すとともに、対人サービスにとって最も重視される人間性に富んでいることが望まれる。また、入所支援を中心とした従来の施設サービス以上に要求される地域・在宅福祉を充実させるためには、新時代の施設職員としての意識改革が求められている。施設職員としての自覚を持ち、施設の基本理念に沿うよう研修を重ね、研鑽を深めることに努める。

(2) 実施計画

- ① 必要に応じて、毎朝の職員朝礼時に簡単な5分間研修を行う
- ② 毎月1回職員会議（ケース会議等）を開催、施設の指示伝達事項の説明及び利用者処遇を検討する。
- ③ 県内、県外における職員研修への参加、また参加職員の復命報告を兼ねた伝達講習会の開催
- ④ 各種講演会、研修会を活用し、福祉の分野に限らず、広く一般の教養を高め、総合的な人格の形成を目指す。また、7月中旬、他施設職員やボランティア等にも参加を呼びかけ、長光園福祉講演会並びに交流会を開催する。
- ⑤ 他施設への宿泊研修
- ⑥ 他施設からの研修を受け入れて相互研修の場とする。
- ⑦ 新規採用者研修（園内・園外）
- ⑧ 新規、中堅、指導職、各段階別研修

2. 福利厚生

(1) 実施方針

処遇職員の勤務は、利用者の日常生活を中心とした勤務体系となっており、職員の社会生活上、健康上に影響するところがあるため、職員自身の健康管理にも努める。また、職種間の連携強化のため、職員親睦会（光友会）の育成に努め、親睦行事等を開催する。

(2) 実施計画

- ① 毎日定刻（午後2時）に腰痛予防体操を実施
- ② 年2回の健康診断
施設内検査 体重、身長、視力、聴力、血圧、尿（糖・蛋白）、血液、心電図 精密検査、専門医による検査、定期検査、胸部X線撮影（年1回 4月）（インフルエンザ予防接種 11月）
- ③ 職員親睦会の育成、レクリエーションに対する援助（職員親睦旅行・スポーツ大会等）
- ④ 福利厚生センターソウェルクラブへの加入

3. 人事考課

(1) 実施方針

激変する施設経営環境に対応できる人材の育成に努め、その能力や成果、適正に沿った処遇を行う。

(2) 実施計画

- ① 自己評価書の作成をはじめとする一連の作業を定着させ、業務に反映する。
- ② 考課者研修を強化し、公正な運用を継続する。

VI 施設設備の整備

(1) 実施方針

施設整備に必要なものは緊急の度合いが大きいものから可能な範囲で順次整備を行う。

(2) 実施計画

- ① 基本設備（電気設備、給排水設備、給湯設備、昇降機等）の保守管理
 - ・浴室改修へ向けた検討
- ② 防災設備（スプリンクラー設備、非常通報設備、自家発電設備、周辺避難通路等）の保守点検整備
- ③ 車両、訓練用器具、医療器具、厨房機器等の点検整備
- ④ その他、必要な設備、備品の整備。

VII 防災安全対策の推進

(1) 実施方針

福祉施設における防災安全対策は、施設の運営管理上、最も重要な事項であり、従来から防災訓練については、力をいれているところである。現在確立されている避難方法の習熟に努めながら、あわせて更なる有効な方法を模索する。

(2) 実施計画

- ① 毎月1回夜間体制による避難救助訓練を実施する
- ② 11月下旬佐賀市消防署の指導により、地域住民及び地元消防団員に参加を求めて、夜間総合防災訓練を実施する。
- ③ 年2回消火器使用による消火実地訓練の実施
- ④ 発電機の定期点検（毎月1回）

VIII 苦情解決

(1) 実施方針

苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者の満足感を高め、利用者個人の権利を擁護するとともに、苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し一定のルールに沿った方法で解決を進め、円満解決の促進及びサービスの適正性の確保を図る。

(2) 実施計画

- ① 利用者への周知の徹底
- ② 苦情の受付及びその報告・確認
- ③ 苦情解決へ向けての話し合い
- ④ 苦情解決の記録・報告
- ⑤ 苦情解決体制

・苦情受付担当者 障害者サポートセンター課長 領 家 和 哉
看護課長 下 川 典 枝

	生活介護主任	古賀博史
	副主任生活支援員	大徳飛鳥
	小城生活介護副主任	永戸さおり
・苦情解決責任者	施設長 宮崎一哉	
・第三者委員	佐賀市社会福祉協議会職員	藤佐裕史
	元主任児童委員・長興会評議員	藤原須美子

IX 虐待防止

(1) 実施方針

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、常に利用者の人格を尊重する観点に立ち利用者への虐待防止に必要な措置を講じる。

(2) 実施計画

- ① 虐待防止に関する職員研修の実施
- ② 虐待情報・相談の受付及びその報告・確認
- ③ 虐待防止・虐待対応時マニュアルの周知
- ④ 虐待の記録・報告
- ⑤ 虐待防止体制

○虐待相談窓口（担当者）	事務長	有馬 洋
	障害者支援施設課長	嘉村英哲
	障害者サポートセンター課長	領家 和哉
	小城生活介護センター課長	田口桂樹
	看護課長	下川典枝
○受付時間	毎週月曜日～金曜日	9：00～18：00
○虐待防止責任者	施設長	宮崎一哉